

# 住んでよかったと言える まちづくりに向けて

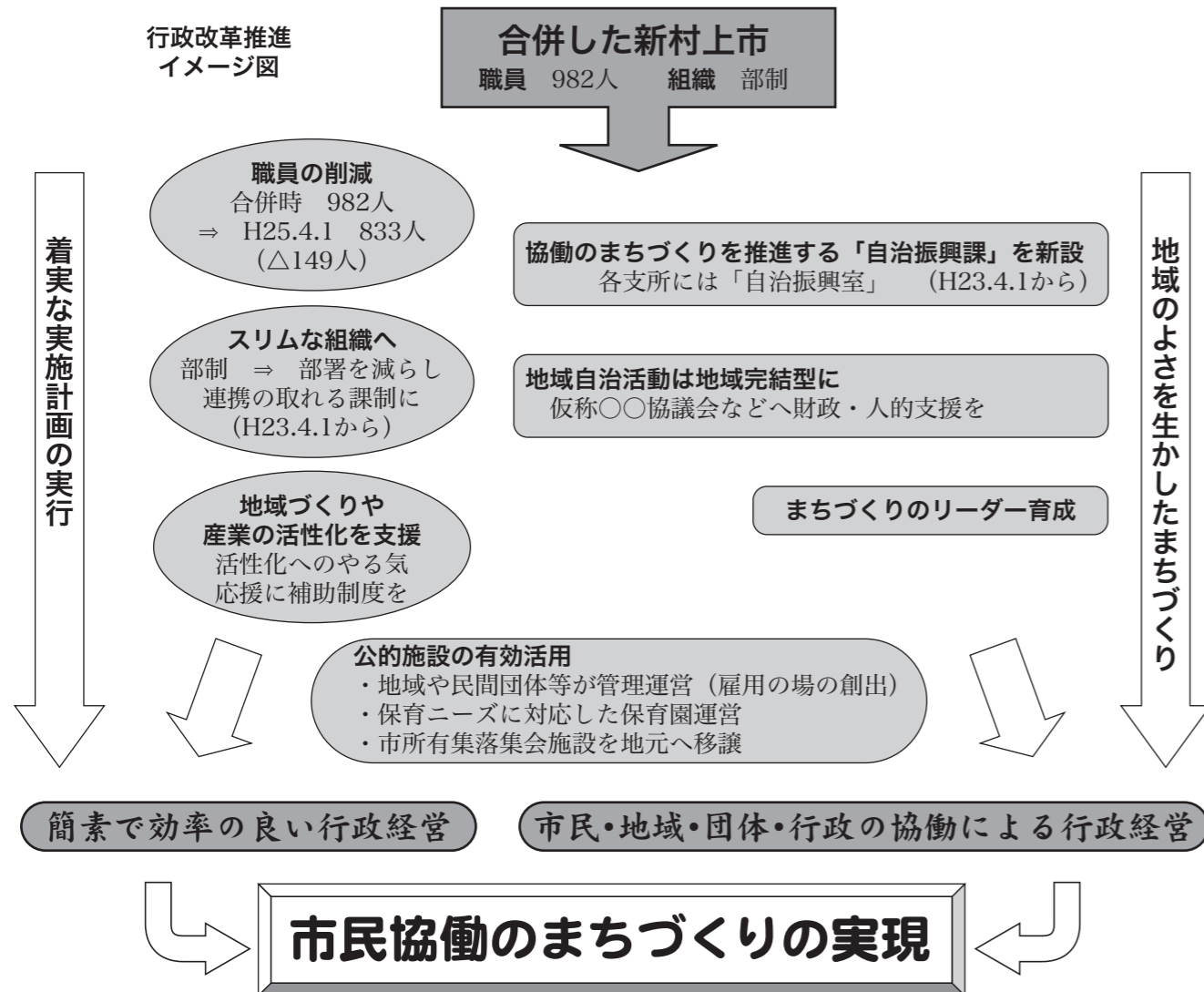
## 確かな基盤づくりを進めます

行政改革大綱実施計画案（H21～24年度）まとまる

市では、「住んでよかった」と実感できるまちづくりのためには、市民・地域・団体等と行政が一緒になって取り組む「協働のまちづくり」の推進が重要だと考えています。

そのためには、確かな基盤づくりから進めることが必要であり、今年3月、村上市行政改革大綱にその基本的な方針をまとめました。

大綱の目標は平成28年度までとしています。まず、これから平成24年度までの4年間（前期）に行う具体的な実施計画を「5つの改革案」にまとめました。



## 実施計画5つの改革案

この行政改革大綱実施計画案は 現在、村上市行政改革推進委員会に諮問し審議をお願いしています。

10月末に予定している同委員会からの答申を十分計画に反映させ、その後、正式に決定いたします。

(以下、主な改革内容)

### 1 組織・職員改革

多様な市民ニーズや国・県からの事務や権限の移譲による事務量の増大、更には全庁的なプロジェクト事業などに対応できるよう本庁・支所の事務分掌を明確化し、市民が利用しやすく業務効率の高い組織づくりを目指します。

支所は、今後最も地域づくりに必要となる市民や団体などとの協働の仕組みを支える体制を新たに整え、地域の活性化を図り、高齢化などへの対応を支えていく地域活動の拠点を目指します。

職員は、大胆かつ柔軟に行政課題に対応できるように、個々の能力の向上や意識変革を図ります。

#### (1) 職員数を計画的に削減

##### 職員削減

- ・毎年多くの職員が定年等で退職しますが、新規の採用は退職者数の3割を原則とし、正規職員数を減らしていきます。

「合併時 平成20年4月1日 982人 ⇒ 平成25年4月1日目標 833人」

#### (2) 平成23年4月に組織機構を再編

##### 部制廃止

- ・部制を廃止し、管理職を減らしスリム化  
合併時、部制でスタートしましたが、職員数の減少や人口規模に合った課制に移行します。

##### 組織の統廃合

- ・組織を統廃合し、職員数の減少や新たな行政ニーズに柔軟に対応できる体制にします。

現在 市長部局（本庁）7部17課5室45係（支所計）21課59係

↓  
23年4月から 15課18室20係 ↓ 16課29室  
(各行政委員会等でも同様の再編を進めます)

##### 支所機能

- ・支所機能を見直し、地域課題や地域自治活動などは支所を中心に完結できるように再編。  
行政内部事務など集約できるものは本庁へ集約を進め、「利用しやすい窓口サービス部門」と「地域に根差した自治振興部門」に重点を置きます。

##### 自治振興

- ・協働のまちづくり推進担当の新設  
市民や地域、団体などと行政との協働の仕組みづくりなどを担当する組織体制として、本庁に自治振興課を各支所に自治振興室を設置し、それぞれの地域に合った協働のまちづくりを推進する体制を整備します。

##### 職員改革

- ・職員の意識改革とスキルアップを  
急激な職員数の減少や新たな行政課題に適切に対応するには、組織機構の見直しとともに職員一人ひとりの意識改革と能力開発を図り、行政の組織力を高めていく必要があります。各種研修の活用に加え、平成23年度から人事考課制度を運用します。

## 2 施設改革

市が管理するすべての施設について、市が所有する必要性を検証し、所有、廃止または民間等に譲渡すべきなどの仕分けを行います。その上で、引き続き市が所有すべきものについては、直営、\*<sup>1</sup>アウトソーシング、\*<sup>2</sup>指定管理者制度の活用など、施設利用者の満足度向上を図り、その施設に最も効果的・効率的な管理手法を実施していきます。

### 指定管理

・職員が配置されている施設を含め、地域や民間の能力・ノウハウを活用した指定管理者制度を積極的に導入し、雇用の場の創出やサービスの向上・管理経費の縮減を図ります。

### 保育園

・老朽化している荒川地区の3保育園（大津・坂町・荒島）は、平成24年度の統合新設を予定していますが、休日や長時間保育などの保育ニーズに対応していくため、公募による指定管理を目指します。

### みどりの里

・朝日みどりの里の施設群は、地域の活性化と新たな雇用創出を図るため、施設の管理運営を地域や地元団体・企業、公社などの条件のもとで公募し、指定管理によるサービスの向上と経費の縮減を目指します。

### 集会施設

・市が集落等から一定の負担をいただくなどして設置した集落集会施設等（70施設）については、現在、その集落等に指定管理をしていますが、その設置目的から当該集落等に順次移譲していきます。また、同施設の果たす役割はますます重要になるため、集落等が自ら建設した集会施設を含め、すべての施設の改修や大規模の修繕について統一の基準で支援（補助）します。

\*1 アウトソーシング：効率化のために業務の一部を民間事業者に委託すること。

\*2 指定管理者制度：市が設置する公の施設を市民サービスの向上や管理経費の縮減を図るため、民間事業者・団体等を指定して管理運営させることができる制度。

いずれの施設についても、対象となる地域や関係者に十分な説明とご理解を得て進めます。

## 3 行政サービス改革

広大な市域での行政サービスは、電子自治体化の推進を図ることなどで対応し、手続きの申請や届出に係る窓口サービスの維持・向上を目指します。

合併直後の今だからこそ、前例・形式主義といったこれまでの枠組みや発想から脱却し、徹底した事務事業の見直しを行います。

また、郷土を愛する市民の力を引き出す施策を実施して、市民や地域がそれぞれでできることを担っていただくことにより行政のスリム化と地域活性化を図り、市民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

### 窓口

・窓口を市民にわかりやすく、利用しやすい環境に整備します。

・実施している窓口延長等を検証するとともに証明等の自動交付機の設置も含め、検討・充実を図ります。

### 携帯HP

・携帯電話用の市ホームページの充実を図ります。

## 4 財政改革

合併後の本市の財政状況は厳しい状況にあります。歳入と歳出の両面において徹底的な見直しを進め、安定した財政基盤を確立していくために、合併の特例措置がある間に財政の健全化を図っていく必要があります。また、市の補助制度については、分かりやすく公平・公正な制度づくりに交付基準を設けるとともに、新たに地域づくりや産業等の活性化を支援する補助制度を創設します。

### 補助金

・産業振興、地域経済を活性化させる補助制度を創設しました。（市報5月1日号参照）  
・事業の選択と優先度を吟味するとともに、旧市町村間で差のある補助制度に交付基準を設け、公平・透明・公益性を確保します。

### 財政公表

・市の財政状況の公表は分かりやすい公表に努めます。補助事業はその内容、金額、効果等について公表します。

## 5 市民協働のまちづくり推進

各地域が主体的に地域課題や地域自治活動に取り組むことは、地域分権型社会の実現につながり、また効率的で充実した市民サービスを提供していく上でも、最も重要な取り組みです。

この推進を図るため、行政の組織機構や補助制度を確立して人的な面や財政面の支援体制の充実を図り、共に目指すまちづくりを進めます。

また、“協働”という言葉だけが先行することのないように、基本的な方向性を共有しなければなりません。その上で、広範な市域、様々な歴史・文化を築いてきた本市の特徴を生かし、市民・地域・団体等と行政が共に創るまちづくりを目指します。

### 体制整備

・産業振興、地域経済を活性化させる補助制度を創設しました。（再掲）  
・協働のまちづくり推進担当の新設

市民・地域・団体等と行政との協働の仕組みづくりなどを担当する組織体制として、本庁に自治振興課を各支所に自治振興室を設置し、それぞれの地域に合った協働のまちづくりを推進する体制を整備します。

### 人材育成

・まちづくりのリーダーとなる団体、人材の育成の研修や支援に努めます。

### 活動組織

・域活性化や自治活動を進める組織として「(仮称)〇〇地域まちづくり協議会」の立ち上げを目指します。そのため、財政・人的両面から支援し、環境を整備します。

\*5つの改革案をまとめるに当たって、その基となるそれぞれの分野の計画（平成23年度組織図案、組織再編計画案、職員定員適正化計画、市民協働のまちづくり指針案、施設見直し計画案）を互いに整合をとり策定しました。

\*これらすべての計画案等は、市ホームページの行政改革コーナー（トップページ左下の青いバナー）に掲載しています。また、市役所政策推進課及び各支所地域振興課で閲覧できます。

### 意見募集

市民の皆さんから行政改革大綱実施計画策定に関する意見を募集しています。9月15日までに政策推進課までお寄せください。

#### ●問い合わせ・意見送付先

政策推進課行政改革係  
〒958-8501 村上市三之町1番1号  
TEL.53-2111（内線）334  
FAX.53-3840  
E-mail seisaku-g@city.murakami.lg.jp